

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年11月9日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年11月9日(金) 午後4時00分から午後5時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (6) 議案第6号 非農地証明願について
- (7) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (8) 報告第2号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 欠 席	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(1人)

4番 堀川 眞助

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 欠 席
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(1人)

3番 上田 幹雄

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第8回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に6番 内藤委員 7番 宮村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。それでは、議案の1ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字向原976番 外5筆

地目：畑及び田 合計面積：3,030㎡

申請理由については、親子間の贈与であります。

この議案につきましては、現地調査を11月2日(金)に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります可村農業委員及び古庄推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人はすでに農業従事されており、今回父親の農地の一部を生前贈与受けるものです。取得後も今までどおり主に水稻を作付するとのことです。

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が17,245㎡でありますので下限面積を満たしております。最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番推進委員

第1号議案の番号1について、8番推進委員が説明します。

譲受人は、兼業農家で仕事の傍ら農業に従事されており、主に水稻の作付けをされております。すでに父親は農業を引退されており、今までも譲受

人が主となり営農されておられます。現地調査においても、適正に農地を管理されており、今後も変わらず農業従事され、特段問題ないと思われま
す。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか。

2番委員 検討要件に下限面積が5反とありましたが、法律で定められているのです
か。

事務局 はい。農地法で定められており、本町での下限面積も5反となっています。
なお、他市町村では、軽減しているところもございます。
また、原則5反となっておりますが、施設園芸や花き等については、軽減
されています。

議長 他にありませんか。

1番委員 相続による農地の取得についてはどうなっていますか。

事務局 相続については、例外で5反要件等はありません。また、非農家でも相続
できることとなっております。

議長 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めま
す。全員賛成です。
よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」と
して意見決定とします。
次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」
を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

■事務局 農地法第4条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。
番号1について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字5 1 7 7番3
地 目：畑
転用面積：8 6 0 m²
転用目的は、保育園敷地の拡張で調整池を整備する計画です。
この議案につきましては、現地調査を11月2日（金）に実施していま
す。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP 5
～P 7をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（おおむね10ha以上の一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用許可不可ですが、申請内容が社会福祉法人による保育園敷地の拡張であり、公共性が高い事業と認められるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員

第2号議案の番号1について、5番委員が説明します。

申請内容は保育園の拡張で調整池を設置される計画です。南側及び西側には農地があるものの、調整池で高い構造物も立たないことから周辺農地への影響はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか。

7番委員

不許可の例外と説明がありましたが、規程等があるのですか。

事務局

はい、農地法の規定がございます。原則、第1種農地ですので転用できませんが、今回の社会福祉法人で、転用目的が保育園施設の拡張ですので例外規定があり、今回それに該当すると判断しております。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第2号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字1312番4 外6筆

地目：田

転用面積：合計4,898㎡

転用目的は、建売住宅です。

権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を11月2日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P10をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（おおむね10ha以上の一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用許可不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

ここで、申請地南側には農地が残るものの、今まで通り南側の町道から農地への侵入が可能であることに加え、新設される道路の下には排水路が設置される計画であるため、農地への影響はないと考えます。なお、残地である当該農地については、西側に広がる10ha以上の一団の農地の一部として今後も整理することとしております。当該農地の所有者は今回の譲渡人であり、本人も承知のうえで今回のような形状の申請となっております。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意

見をお願いします。

2番委員 第3号議案の番号1について、2番委員が説明します。
本申請地は、基盤整備事業が行われていない、集落内開発地域に指定してある農地です。周辺には住宅が建ち始めている地域です。また南側には農地が残りますが、今回の譲渡人の農地であるため、転用に伴う影響等はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

2番委員 今回の計画地より周辺住宅で低いところがあり、雨水の心配があったため、現地調査の際、業者（申請者）に話をしました。その際に計画地の東側に雨水浸透柵を増やすよう検討するとのことでした。

7番委員 雨水について、浸透柵等の浸透率等の構造計算はされているのですか。

事務局 申請書には、砂利層が出るまで掘る等の図面の添付があります。ただ、開発の記述的な審査等は都市計画法に基づき県（開発許可担当部局）が審査し、農地転用許可と同時に出すこととなります。そちらで技術的な確認が行われると思います。

事務局 他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。
第3号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。
よって議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に番号2について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 番号2を説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字5 1 7 6 番1
地 目：畑（開田）
転用面積：1, 6 2 8 m²
転用目的は、保育園敷地の拡張で駐車場を整備する計画です。
この議案につきましては、現地調査を11月2日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P13をご覧ください。
配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。

(10ha以上広がりがなく生産性の低い農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがない第2種農地であり、原則転用許可可能です。また、今回は敷地の拡張であるため、申請者に替わる代替地の検討はできないと考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員

第3号議案の番号2について、5番委員が説明します。

先ほどの第2号議案同様、申請内容は保育園の拡張で駐車場を設置される計画です。既存の駐車場用地に体育館を新設される計画で、新たに駐車場用地を確保する必要あり、今回の申請に至ったと聞いております。周辺は宅地に囲まれており、農地への影響はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

5番委員

地元に対してもとても協力的で、災害時等には地元の者対しても開放する旨を聞いております。

議長

他にありませんか

無いようですので、採決を行います。

第3号議案の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、

農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より平成30年10月31日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が14件の33筆で合計面積48,350㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

事務局 修正がございます。12番の担当委員の欄に磯部委員と大竹委員の名前がありますが、正しくは内藤委員です。修正をお願いします。

議長 よろしいですか。
確認が終わったようですので、採決を行います。
第4号議案の1の利用権設定についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。
全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より平成30年10月31日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は5件の8筆で合計面積11,495㎡です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

1番委員 以前、事務局より補助事業を利用する際、中間管理機構を利用すれば3P加算されると話がありましたが、個人農家で中間管理事業を利用し、加算を受けた方が、補助事業の採択を受けたことはありますか。

事務局 確認し、後日ご連絡します。

議長 他にありませんか。よろしいですか。
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第5号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意

見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

■事務局

非農地証明願について説明します。

申請者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字久保田1493番1

地目：畑

現況：宅地

面積：120㎡

この議案につきましては、現地調査を11月2日(金)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P15をご覧ください。

現地は、平成5年3月頃からすでに敷地の一部となっており、地目を変更されず今まで宅地として使用されていたようです。平成5年頃敷地内を通過していた里道と町道の付け替えがあった際に、現地のようになったとのことです。現地はすでに宅地で、農地の用を呈しておらず、故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

2番委員

第6号議案の番号1について、2番委員が説明します。

本申請地は、事務局からの説明のとおり、平成5年頃から敷地の一部となっており、周辺には農地はありません。非農地とすることにより営農等への影響はありませんので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか。他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第6号議案の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第6号は、「非農地化相当」と決定します。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか。
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号は許可不要転用届出でございます。申請者、及び詳細は議案のとおりです。転用目的は高鉄塔の建替えです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか。
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。